

○法務省令第三号  
厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八條第二項第六号及び第九條第二号（同法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和三年三月十六日  
法務大臣 上川 陽子  
厚生労働大臣 田村 憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第八十九号）の一部を改正する省令  
法務省令第三号の一部を次の表のように改正する。  
厚生労働省令第三号の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五（略）

六 その他（十一職種十七作業）

七（略）	職 種 （略）	作 業	R P F 製造 R P F 製造作業	軌道施設保守整 備	軌道保守整備作 業	ゴム製品製造 成形加工作業	複合積層加工 業	
		試 験	R P F 製造技能実習評 価試験	軌道保守整備技能実習 評価試験	ゴム製品製造技能実習 評価試験	混合り圧延加 工作業	押出し加工作業	
		試 験 実 施 者	一般社団法人日本 R P F 工 業会	一般社団法人日本鉄道施設 協会	一般社団法人日本ゴム工業 会			

改正前

別表第一

一～五（略）

六 その他（九職種十二作業）

七（略）	職 種 （略）	作 業	R P F 製造 R P F 製造作業	（新設）			
		試 験	R P F 製造技能実習評 価試験	（新設）			
		試 験 実 施 者	一般社団法人日本 R P F 工 業会				

別表第二

一～六 (略)  
七 その他 (十九職種三十五作業)

八 (略)		職 種	(略)	RPF製造	鉄道施設保守整備	ゴム製品製造	成形加工作業	押出し加工作業	混練り圧延加工作業	複合積層加工作業
							軌道保守整備作業	RPF製造作業	作 業	

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

別表第二

一～六 (略)  
七 その他 (十七職種三十作業)

八 (略)		職 種	(略)	RPF製造	(新設)	(新設)	RPF製造作業	作 業
							業	